

○火薬類の事務取扱いに関する訓令

昭和43年1月24日

本部訓令第2号

改正 昭和50年2月17日本部訓令第1号

昭和51年8月17日本部訓令第11号

平成6年10月28日本部訓令第23号

平成11年7月8日本部訓令第15号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成13年1月5日本部訓令第1号

平成17年2月16日本部訓令第1号

平成25年3月25日本部訓令第7号

平成31年3月11日本部訓令第5号

令和5年2月14日本部訓令第3号

注 平成25年3月から改正経過を注記した。

火薬類関係事務取扱要綱（昭和36年本部訓令第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 譲渡、譲受け、輸入および消費（第2条～第7条）

第3章 運搬（第8条～第14条）

第4章 立入検査（第15条～第19条）

第5章 危険時の措置等（第20条～第22条）

第6章 意見聴取に対する措置等（第23条・第24条）

第7章 通報の処理（第25条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）および猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「猟用火薬府令」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

## 第2章 譲渡、譲受け、輸入および消費

(申請書等の受理)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費(以下「譲渡等」という。)に関する許可申請書(以下「申請書」という。)を受理し、譲渡等の目的が明らかであり、その譲渡等が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、次の各号に定めるところにより猟用火薬府令に定める許可証(輸入又は消費にあつては許可書。この条及び第3条において同じ。)を作成して交付するものとする。

- (1) 許可証の番号は、申請書の受理番号とし、その前部に所属記号及び警察署課係記号(山形県警察公文書の取扱いに関する訓令(令和2年3月本部訓令第5号)別表に規定する所属記号、警察署課係記号をいう。以下同じ。)を付すこと。
  - (2) 許可証の有効期間は、申請の目的、内容等に応じ、1年以内で、かつ、必要と認められた期間を設定すること。
  - (3) 輸入又は消費の許可については、申請書に許可年月日及び許可した旨を記載してこれを許可書とすること。
- 2 署長は、許可証を交付したときは、申請書1通に交付の年月日及び番号を記載するものとする。

(一部改正〔平成25年本部訓令7号・31年5号・令和5年3号〕)

(許可条件の付加)

第2条の2 署長は、災害の防止又は公共の安全の維持を図るため、許可に条件を付する必要があると認められるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に上申しなければならない。

- 2 本部長は、前項の上申を受けたときは、条件を付することの要否を決定し、署長に書面で通知するものとする。
- 3 署長は、本部長から条件を付する旨の通知を受けたときは、前条第1項の許可証及び許可条件を記した書面に、山形県公安委員会公印に関する規程(平成13年12月県公安委員会規程第6号。以下「規程」という。)別表の4の項に規定する公印を契印して交付するものとする。

(追加〔平成25年本部訓令7号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(書換申請書の取扱い)

第3条 署長は、猟用火薬府令の規定による許可証の書換申請書（輸入又は消費にあつては許可書記載事項変更届）を受理したときは、添付された許可証の記載事項の変更を行うものとする。

（一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕）

（許可証の再交付）

第4条 署長は、猟用火薬府令第7条の規定による譲渡許可証または譲受許可証の再交付申請書を受理したときは、許可証を再交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（許可証の継続記載欄追加届の取扱い）

第5条 署長は、猟用火薬府令第8条の規定による譲渡許可証または譲受許可証の継続記載欄の追加届を受理したときは、当該許可証の裏面記載欄に継続する記載欄を貼付し、規程別表の4の項に規定する公印を契印して交付するものとする。

（一部改正〔平成25年本部訓令7号・令和5年3号〕）

（許可証返納に対する措置）

第6条 署長は、返納された譲渡許可証または譲受許可証を受理したときは、当該許可証に返納年月日を記入するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（許可台帳）

第7条 署長は、猟用火薬府令第14条の規定に基づき、猟銃用火薬類譲渡等許可台帳（様式第1号の3）を備えるものとする。

（一部改正〔平成25年本部訓令7号・令和5年3号〕）

### 第3章 運搬

（交通状況等の実態は握）

第8条 署長は、火薬類の運搬に伴う災害の発生の防止および公共の安全の維持のため、管轄区域内の道路および交通状況等の実態を把握しておくものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（運搬届の受理）

第9条 署長は、府令第2条第1項の規定による火薬類運搬届（以下「運搬届」という。）を受理したときは、運搬届及び運搬計画表の記載内容が府令に定める積載方法等の技術上の基準に適合しているかどうかを調査のうえ、次の措置を講じ、運搬上の支障の有無を確認するものとする。

(1) 運搬の通路、積み替え場所又は到着場所が山形県公安委員会の管轄区域に属するときは、火薬類運搬通報表（様式第2号。以下「通報表」という。）により関係署長に通報すること。

(2) 運搬の通路、積み替え場所又は到着場所が他の公安委員会の管轄区域にわたり、かつ、その火薬類が1トン以上の数量であるときは、通報表により本部長に申報すること。

2 本部長は、前項第2号の申報又は他の公安委員会から火薬類運搬の通報を受けたときは、通報表により関係公安委員会又は関係署長に通報して交通事情等に関する意見を求めるものとする。

3 署長は、第1項第1号又は前項の通報を受けたときは、通報表により運搬上の支障の有無について調査し、支障がある場合は本部長に報告するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（運搬証明書の交付等）

第10条 署長は、火薬類の運搬に支障がないと認めるときは、次の各号により府令第3条の規定による火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）を作成して交付するものとする。

(1) 証明書の番号は、運搬届の受理番号とし、その前部に所属記号及び警察署課係記号を付すこと。

(2) 証明書の有効期間はおおむね1月以内で、かつ、必要と認めた期間とすること。

(3) 証明書と運搬計画表を、規程別表の2の項に規定する公印で契印すること。

(4) 運搬の日時、通路、積載方法、立寄り場所等について必要な指示を行なったときは、これを証明書の指示事項欄に記載すること。

2 署長は、証明書を交付したときは、運搬届1通に交付の年月日及び番号を記載するものとする。

（一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕）

（変更届に対する措置）

第11条 署長は、府令第4条の規定による火薬類運搬証明書記載事項変更届を受理したときは、変更しようとする事項について第9条の規定による措置を講じた上、証明書の記載事項の変更を行うものとする。

2 前項の届出に係る証明書が他の公安委員会及び署長が発行し、又は交付したものであるときは、関係公安委員会又は関係署長に通報した上、証明書記載事項変更届済証（様式第3号）を交付するものとする。

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

(証明書の再交付)

第12条 署長は、府令第5条の規定による火薬類運搬証明書再交付申請書を受理したときは、証明書を再交付するものとする。

2 前項の申請にかかる証明書が他の公安委員会および署長が発行し、または交付したものであるときは、前条第2項の規定を準用する。この場合において「証明書記載事項変更届済証」とあるのは「証明書再交付申請済証」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(証明書の返納に対する措置)

第13条 署長は、火薬類取締法施行令第3条の規定により返納された証明書を受理したときは、当該証明書に返納年月日を記入するものとする。この場合において、当該証明書が他の署長の交付にかかるものであるときは、当該署長に送付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(点検場所の指定等)

第14条 火薬類運搬車両の積み荷の状況等を検査するための点検場所は、別表に定める警察署及び交番とする。

2 点検場所を管轄する署長は、火薬類を運搬する車両が点検場所に立ち寄った場合は、次の各号に掲げる事項について検査を行なうものとする。

- (1) 証明書の携帯の有無
- (2) 積載、運搬方法の適否
- (3) その他必要と認める事項

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

#### 第4章 立入検査

(立入検査の目的)

第15条 立入検査は、火薬類の盗難等による不正流出および災害事故の防止を主たる目的とし、火薬類製造業者、販売業者、消費者、廃棄者または火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所または保管場所(以下「火薬類取扱場所」という。)に対して行なうものとする。

(立入検査台帳)

第16条 署長は、火薬類取扱場所の立入検査台帳(様式第4号)を備えるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(立入検査の種別)

第17条 立入検査は、次の各号のいずれかに該当する場合において実施するものとする。

- (1) 本部長が指示した場合
- (2) 新たに火薬類を取り扱うこととなった場合
- (3) 火薬類取扱場所において事故が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合
- (4) 火薬類取扱場所における管理の状況、過去における事故発生状況、作業内容等から判断して必要と認める場合
- (5) 他の監督行政庁が行う立入検査と合わせて行う必要がある場合
- (6) その他必要があると認める場合

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

(立入検査者)

第18条 立入検査を行う者(以下「立入検査者」という。)は、本部長が指定した者とする。

- 2 本部長は、前項により指定した者に対し、立入検査者証(様式第5号)を交付するとともに、立入検査者証交付簿(様式第6号)を備えるものとする。
- 3 前項の立入検査者証の交付を受けた者は、立入検査者でなくなつたときは、すみやかに当該立入検査者証を本部長に返納しなければならない。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(立入検査の実施)

第19条 立入検査者は、立入検査を実施したときは、その結果を署長に報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の報告を受けたときは、立入検査実施結果表(様式第7号)により本部長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

第5章 危険時の措置等

(危険時の措置)

第20条 署長は、法第39条第2項の規定による火薬庫又は火薬類の危険事態の届出があつたときは、必要な措置を講じ、次の各号に掲げる事項を本部長に報告するとともに知事に通報するものとする。

- (1) 発生の日時及び場所
- (2) 火薬庫若しくは火薬類の所有者又は占有者の所在地、職業、氏名及び年令

(3) 火薬庫の種類並びに火薬類の種類及び数量

(4) 事案の概要

(5) 事案に対する措置

(6) その他参考事項

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

(緊急措置)

第21条 署長は、法第45条第2号の規定による火薬類の運搬もしくは猟銃用火薬類の消費の一時禁止または制限の必要があると認めるときは、応急の措置を講じた上、本部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(事故届出等に対する措置)

第22条 署長は、法第46条第1項第1号の規定による災害発生の届出があつたときは、必要な措置を講じた上、第20条各号に掲げる事項について、本部長に報告するとともに知事に通報するものとする。

2 署長は、法第46条第1項第2号の規定による火薬類譲渡許可証、譲受許可証若しくは証明書を喪失し、又は盗取された旨の届出があつたときは、その状況を本部長に報告するとともに知事に通報するものとする。

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

## 第6章 意見聴取に対する措置等

(意見聴取に対する措置)

第23条 署長は、法第52条第1項の規定により火薬類の譲渡、譲受け及び消費について知事(知事の権限に属する事務の委任を受けた市町村長を含む。)から意見を求められたときは、必要な調査を行い、回答を本部長に副申するものとする。

2 本部長は、前項の副申を受けたときは、意見を付することの要否を決定し、当該副申に係る署長を経由して知事に回答するものとする。

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

(措置の要請)

第24条 署長は、法第52条第4項の規定により公共の安全の維持のため、措置要請をする必要があると認める事案を発見したときは、措置要請事案発生報告書(様式第9号)により本部長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成31年本部訓令5号・令和5年3号〕)

## 第7章 通報の処理

(通報の処理)

第25条 法第52条第2項の規定による通報を受理したときは、署長は、立入検査台帳に登載整理し、その実態を把握しておかなければならない。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

附 則 (平成25年3月25日本部訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月11日本部訓令第5号)

この訓令は、本日から施行する。

附 則 (令和5年2月14日本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別表

- 1 酒田警察署
- 2 村山警察署東根交番
- 3 新庄警察署
- 4 米沢警察署



別記様式（省略）